

第2決算審査特別委員会（第3日目）

H23. 9. 16(金) 10:00～

第一委員会室

開 会 9 : 5 9

委員長 委員動静報告～全員出席。これより本日の会議を開く。

認定第5号 平成22年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 説明を求める。保健福祉部長。

橘部長 （認定第5号を説明する。）

委員長 説明が終わった。質疑はあるか。

渡 辺 ① 支出済額が30億3,200万円程度だが、認定の要介護、要支援の平均人数が事務概要では1,928人ということで、22年度の支出済額を認定の平均人数で割ると157万円程度になると思うがいかがか。

② P356、357、不納欠損額が毎年220万円から230万円くらいある。2年間で時効になるとか、財産がなくてということを知っているが、建物だけはあるという事例があるのかどうか伺う。

③ P370、371、介護認定審査には医師の診断が必要だが、足腰が立たない、病院に行けない、冬は風邪で外に出られないということで、東滝川でもそういう事例が1件あった。そのほかに22年度にそういう例があったのか伺う。

④ P376、377、居宅介護サービスの業者に支払った経費の割合を伺う。社会福祉事業団がほとんどと思うが、社会福祉事業団に支払った経費が何割で、そのほかの業者が何割かということ伺う。

渡辺主幹 ③ 22年度はほかにそういった事例はなかった。

小峯副主幹 ② 介護保険料は2年間で時効を迎え、消滅時効が完成すると不納欠損となる。不動産等の財産についてだが、徴収に当たっては納付相談を前提に相手方の事情を考慮し、滞納解消に向けた話し合いによって分割納付で対応している。基本的にきめ細かく、粘り強く納付相談を行い対応していくことになるが、どうしても納付に結びつかない場合は滞納処分ということになる事例もあると思うが、現在のところは納付相談を前提に進めている状況である。

高田課長 ① 1人当たりの認定者数に係る経費は157万円になると思うが、介護保険の保険事業勘定は認定者だけのサービスではないので、例えば介護予防にしても一般の方から特定高齢者の方までおり、一律に1人当たり幾らという数字を出すのはなかなか難しいと思う。

米澤副主幹 ④ 介護保険の保険事業勘定で保険給付費として支出されている28億円程度のうち、サービス事業勘定で受けている分が社会福祉事業団に入っている分という考え方になるが、給付費で約12億3,000万円である。それ以外の分については、市内の民間業者、市外の事業所等に行っていると思われる。

委員長 他に質疑はあるか。

窪之内 ① P356、357、介護保険料について、心配しているのは保険料滞納者のサービス利用が抑制されていないかということである。保険料滞納者は普通徴収の方で、普通徴収の中には年金が特別徴収できない低所得の方も含まれており、そういう方たちが滞納した場合、保険料も払えないのに受けたサービスに自己負担がかかることになるとサービスを控える傾向があるのではと考える。先ほどの答弁では滞納者との納付相談を行うということだったが、話し合いの中でサービス利用の抑制はないと見ているのか伺う。

② 年間保険料をずっと改定してきているが、全道の市の中での滝川市の順位を伺う。また全道の最高、最低の保険料を伺う。

③ P362、363、基金繰入金の関係について、基金積み立てとあわせて伺う。結果的には基金から繰り入れなしで、なおかつ翌年度への繰越金も持って会計が終わったが、先ほどの説明では、見込みより利用者減ということが多かった。繰り入れしないで済んだというのは、見込みよりも利用者が減だったということか。高齢者がふえてきている中で、見込みそのものが過大な見込みだったということか、それとも利用が制限されているのか伺う。結果的に1億円強の基金残高があるわけで、この基金の使い方はいろいろ制限されていると思うが、基金としてずっとそのままにしておいていいのか。何らかの形で高齢者サービスに利用できるような基金の活用について考えたことがあるのか伺う。保険料を上げないための基金として使う予定だったが、結果的には残っているということで、その辺の考え方について伺う。

④ P370、371、介護認定審査会について伺う。75歳未満の認定者が6,074人、75歳以上が5,703人ということになっているが、それぞれの認定者の全体に占める認定率がどれくらいになっているのか伺う。心配するのは75歳以上の方たちの中で本来は認定されるべき人たちが残されているのではないかということである。75歳以上の認定されていない、何のサービスも受けていない方たちへの実態調査等を行っていると思うので、その内容について伺う。認定の結果について、22年度中に納得できないということで再認定を求められたケースはあるか。あれば件数とその結果について伺う。

⑤ 参考資料P22に指定管理の収支状況が示されている。参考資料のP38～42の関係だが、年度決算の状況を見ると20年度決算の参考資料も見たがA－Bはゼロ、21年度もゼロになっているが、22年度の決算では残高が残っていることになっている。これは、会計の方式が変わったことによるものなのか伺う。

⑥ P408、409、特養と老健の関係で、施設介護サービス事業費の中の負担金補助及び交付金の不用額が363万円ということで、施設運営費の節減という説明だったが、管理代行負担金の算定の仕方に問題がなければ、経費の節減というのは社会福祉事業団が経費の節減をしたわけで、管理代行をしているところの経費節減の努力によって出たプラスの分については管理代行負担金を減らすということをこれまでもやってきたと思っていたが、その辺の考え方について伺う。

小峯副主幹

① 滞納になった場合は、納付相談を行って分割納付によって納めていただくということで、職員あるいは専門の嘱託徴収員が現在の状況を伺いながら納付をお願いしている。納付相談の中でサービスの抑制といった事例は特に押さえていない。

② 介護保険料については月額保険料が3,775円ということで、広域連合を含めて35市中21位である。最高は三笠市で4,850円、最低は紋別市と根室市で2,600円となっている。

③ 基金繰入金についてだが、介護給付費準備基金繰入金については、当初約3,200万円の取り崩しを見込んでいたが、前年度の繰越金が約6,600万円あったことから、決算ではゼロとなった。サービス抑制ということではなく、結果的に見込みが大きかったということで繰越金が6,600万円発生した状況である。介護給付費準備基金は介護給付費支払いの円滑な運営に資するために積み立てをするものだが、各保険者において最低限必要と認められる額を除き、次の介護保険事業計画の期間に歳入として繰り入れ、1号被保険者の保険料軽減に活用することになる。現在平成24年度からの第5期介護保険事業計画を策定中であるが、この中で適正な水準の取り崩しを検討していくことになる。現在の基金残高は1億900万円ほどあるが、今年度予算の中で約

- 7,500 万円の取り崩しを見込んでいる。予算どおりに執行された場合、年度末の残高は3,400 万円になることが見込まれる。
- 橘部長
渡辺主幹 ⑥ 先ほど運営費の節減と申し上げたが、利用者の減ということで理解いただきたい。
- ④ 75 歳未満の認定率は 4.7%、75 歳以上の認定率は 28.7%、全体としては 16.6%の認定率となっている。再判定を申請された方は 20 名いた。このうち、重度になった方が 8 名、変更なかった方が 12 名だった。
- 深村副主幹 ⑤ 会計方式ということではなく、平成 22 年度から協定の内容を一部変えた。それまでは利用人数による年度末の精算に加えて指定管理者の経営努力によって生まれた収支差額の部分についても精算させていただいていた。22 年度からは人数による精算のみとし、収支差額については指定管理者が修繕並びに基準を上回る体制の確保を含めた手厚い介護体制の確保に充ててもらうなど、主体的かつ機動的にサービス水準の向上につなげてもらうため、市と指定管理者とで十分な話し合いを行った中で改正したことから、22 年度からは差額の部分が標記されていると理解いただきたい。
- 渡邊副所長 ④ 包括支援センターでは昨年度高齢者を対象に実態調査を行っている。その中身としては、主に 75 歳以上の方を対象とさせていただき、全体では 2,000 名強の世帯があるので、その中から自分の体調をみずから訴えることが困難ということで単独世帯を中心に回らせていただいた。昨年度の 75 歳以上の単身世帯数は 2,025 名で、その中から介護認定を受けている方、入院その他の理由の方を除いて 1,438 名の対象者がいた。厚生労働省の運動機能、栄養、口腔、認知にかかわる閉じこもり、うつの調査票があり、それを持って個別に訪問したところだが、一人の調査員が個別対応で訪問しており、時間も 30 分から 1 時間をかけてじっくり調査及び相談をしていることから、昨年で 7 割程度の調査が終わっている。まだ残っている部分があるが、ことしも引き続き事業を行っていくので、昨年の全体数を把握しているかということではまだ残っているが、単年度に終わらずに続けることによって自分で制度をうまく活用できない、または福祉制度を知らないで不自由している、または健康に不安があっても自分から発信できないという方の把握を進めていけると考えている。
- 窪之内 ① 22 年度に訪問した中で介護認定が必要だとか、サービスが必要な状態であるということ、そういうところに移行した件数を伺う。
- ② 基金については趣旨はそのとおриだと思うが、保険料も全道で中間くらいの水準ということで、介護制度が始まって以来急激な値上げを抑えてきた経過がある。今の答弁では 23 年度への繰越金が余りなければ準備基金の繰り入れが必要ということだったが、今後保険料に基金を活用することは余り考えられないとなるのか。基金のこれからの動向について、どのような考えを持っているのか伺う。
- ③ 再判定を申し出た件数が 20 件で、判定が変わった方がいたとのことだが、判定するときもコンピューターだけではなく、医師や家族からの聞き取りなどで大分精度が上がっていると思うが、判定が変わった理由を伺う。また変わらなかった人たちは、判定が低いのもっと重いのではないかということでの再判定だと思うが、判定が変わらないと言われたときに申し出た人たちが納得したのかどうかを伺う。
- ④ 指定管理代行負担金について、21 年度までは経営努力でプラスが出た場合は戻してもらっていたと理解してよいか。22 年度からは利用者の人数掛ける単価を決めて、結果的に利用者が少なければ利用者減で管理代行負担金を返してもらっているが、経営努力については社会福祉事業団のほうで使ってくださいということになったと確認してよいか。経営努力の結果が残として残っていると理解してよいか伺う。社会福祉事業団だけでなくほかの管理代行を委託しているところも同じような考え方に協定を

22 年度から変えたのか伺う。

渡邊副所長

① 調査票で聞き取りをすると、このままでは体力が弱っていくといったスクリーニングはできる。677 人を実態調査をして、書面上対象者となった方が 275 名で 40%くらいだった。その後包括支援センターでカンファレンスを行い、専門職が訪問したほうがいいというケースを再度 2 次調査で訪問、電話がけを保健師等で行っている。その数が 89 名で、そのうち、閉じこもり予防として温泉教室につなげたケースが 14 件、サービス利用はないが心配で継続ケースとしたものが 5 件、介護認定が必要であろうということで代行申請した件数が 11 件、地域の体操教室その他に紹介した件数が 18 件、福祉サービスを紹介したケースが 3 件、緊急に受診を勧めたケースもあったが、そのほかは問題なしということで、調査員は専門職ではないので、その後はきめ細やかに 2 次訪問でサービスを紹介している。

渡辺主幹

③ 20 名の方が再判定ということで申請されたが、それぞれさまざまな事情がある。1 つには、調査員の場合だと自宅等に訪問した際にはこれでいいですかということで十分聞いて帰ってくるが、結果を見て十分に話をできなかったのもう一度判定してほしいという声と支援 1 から支援 2 に判定されるとか、介護 1 から支援 2 に変更になったという方が多いが、給付の算定の変更に伴って自己負担額が少しふえたりするので、認定そのものに不服というよりはそれが不服ということで再判定の申請に来るというのが多くを占めている。重度になった方 8 名については聞き取りのところで変更したということで、その方たちは変更になっている。変更にならなかった方は、調査票とか主治医の意見書を見てもこのとおりだが、自己負担が高過ぎるとかそういうようなことで変更を審査するので、再認定で変わらなければ仕方ないと思っているということがあるのが実情である。

小峯副主幹

② この基金については介護給付費支払いの円滑な運営に資するために積み立てるという目的がある。必要最低限を除いては保険料の軽減のために取り崩しを行うという考えに立っている。現在の残高は 1 億 900 万円だが、予算どおり取り崩しが行われると年末残高が 3,400 万円ほどになるので、保険料の軽減に活用する分というのは非常に狭くなってくる。取り崩しの適正な水準というものについては現在検討している第 5 期介護保険事業計画の議論の中で見定めていきたい。

深村副主幹

④ 22 年度からは利用人数による精算のみとし、経営努力等によって生まれた収支差額については法人サイドがサービス水準の向上に向けた対応に図っていただくということで委員の言われたとおりである。ほかの施設についてだが、第 2 決算審査特別委員会の審議の対象となっているのは介護保険 5 施設のみなので、この 5 施設が協定を変更したということでとどめさせていただきたいが、他の施設については変更ない。

委員長

他に質疑はあるか。

山口

監査委員の決算審査意見書 P44、保険事業の未収金と介護サービス事業の未収金の 5 年間の表が出ているが、22 年度までは保険事業の未収金が介護サービス事業の個人負担の未収金よりも多かった。22 年度になってこれが完全に逆転したが、保険料の制度的なこともあって順調に未収金は減ってきている。介護サービス事業の個人負担分の未収金の増加に関して、特段何か減らす対策を講じたのか伺う。

米澤副主幹

サービス事業の未収金については、1 カ月の金額が大きいので 1 年間残ると五、六十万円に達してしまうケースの方が多い。市としてもその方の家族や施設と連絡をとりながら少しずつ納めていただくような努力をしているのが現状である。ことしは少しでも未収金が少なくなるように努力したいと思うので理解願う。

山口

景気が悪いこともあって毎年 10% ずつ個人負担の未収金が伸びているが、その要因は

所得が減っているためと認識しているのか伺う。

米澤副主幹 景気の影響もあると思うが、一番多く見受けられるのは入っている方の年金が少ないのではなく、それを管理している働く世代の方が年金を使わざるを得ないような状況に陥っているケースが何件もあり、支払いたいが使ってしまうといった方もいる。年金が少ない方については減免制度でカバーされている部分もあるので、納めている家族の方と連絡を密にして少しでも納めていただくように話を進めている状況である。

委員長 他に質疑はあるか。(なし) 質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし)
 以上で認定第5号の質疑を終結する。
 本日まで3日間質疑を行ってきたが、市長に対する総括質疑への留保はなしと確認してよいか。(よし) 確認したので以上ですべての質疑を終結する。これより休憩に入る。
 休憩中に書類審査を行っていただく。再開は午後1時30分とする。休憩する。

休 憩 10:56
 再 開 13:30

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。休憩中に書類審査をしていただいたが、これに対する質疑はあるか。(なし) 書類審査の質疑を終結する。
 これより討論に入る。討論順序については、委員会の初日に決定しているとおり、市民クラブ、新政会、公明党、渡辺委員の順となる。最初に市民クラブ、荒木委員。

荒 木 市民クラブを代表して、第2決算審査特別委員会に付託されました認定第2号から第8号の7件について、認定を可とする立場で討論いたします。

委員長 次に新政会、山口委員。

山 口 新政会を代表しまして、第2決算審査特別委員会に付託されました平成22年度決算認定第2号から第8号までの7件につきまして、認定を可とする立場で討論をいたします。

委員長 次に公明党、堀副委員長。

副委員長 公明党を代表して、第2決算審査特別委員会に付託されました平成22年度決算認定第2号から第8号につきまして、認定を可とする立場で討論いたします。

委員長 最後に、渡辺精郎委員。

渡 辺 市民の声連合の渡辺精郎は、第2決算審査特別委員会に付託されました平成22年度特別会計・企業会計等7件の決算案を可とする立場で討論いたします。

委員長 以上で討論を終結する。討論要旨については整理をして9月30日までに事務局へ提出願う。
 これより採決を行う。認定第2号から認定第8号までの7件について一括採決する。本認定をいずれも可と決することに異議はないか。(なし) 異議なしと認める。よって認定第2号から第8号までの7件については、いずれも可とすべきものと決した。委員長報告については正副委員長に一任願えるか。(よし) そのように決定する。
 以上で本委員会に付託された事件の審査はすべて終了した。この場合、市長から発言の申し出があるのでこれを許す。

市 長 9月14日から3日間にわたって審議いただき誠にありがとうございました。平成22年度、それぞれの特別会計、事業会計においての歳入歳出決算の認定について、ただいま可決いただいたことに心からお礼を申し上げる次第である。また、大谷委員長、堀副委員長におかれては、この間円滑に議事を進めていただいたことを改めて感謝申し上げます。本委員会において委員の皆様からいただいた質問、意見の内容を踏まえながら、平成23年度、残り半年間の業務執行に当たっていききたいと思っているので、これからもよろしくお願い申し上げます。

○大谷委員長、堀副委員長退任挨拶をする。
委員長 以上で第2決算審査特別委員会を閉会する。御苦労さまでした。
閉 会 13:50